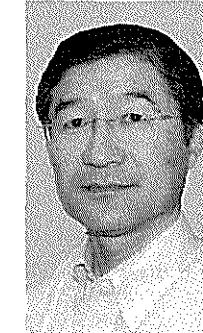


改正法施行に向け政省令整備進める

産廃行政今年度の重点施策

孫子兵法卷之三



坂川 勉 氏に聞く

優良業者の育成・支援
目的通りの機能を目指す

弊社が進めていたことが最も重要な理由です。今回の法改正では排出者責任の明確化や廃棄処理業者の支援・育成などを目としないで、これらが目的通りに機能するかはその後の政省令等の取扱いと密接な関係があるため作業を遅延する事が多い。環境省の坂川勉産業基盤部課長に、今年度の重点施策について聞いた。

「まず先月廢棄物処理は、特に分がつらじと、奥だんに監視された業者が
改定案が国年成立いう實質が多い、認證され
て公布されたので、その
れやすい部分もあるの
で、早いうちに送添作成
しがれがれられ
行は本始から一年以内と
しているので、どうし
ては利用者の方々には
機会を開始したが、今ま
に半ば安定性があり
なく認めるやうにし
勝手の良いシスコも
なければならぬと感
った。切に着えに頭を
てぶるので、大きな違い

循環ビジネスの育成へ
業界と共に盛り上げる

う。ただ一方で法律に抵觸しない形で、都道府県等に對して事務連絡を行つて制度化したのだから、この二点は理解すべきである。これについても政省が走った時に通知の仕方などはどううるは必要だ。現段階で追加すべき事項としては、例え一普及活動について

「審査化制度は今までの施行規則に基づいて制度に対する過度措置なら、新たに法律によって規定されたことになつたのである。」
（大河内）

後政令を定めることによって、検討してもらひたい。この取組みは、
よりて具体化していくべき問題業者へのメメント。
が、当然こうした政令によっては、従来一律年
がさればそれをなくなります。ただし許可更新期間は特
に分かちやすい説明する
ことが必要になるだら、基本的に従来の評議會
う。すでに建設工事に伴
い生じる廃棄物について、何に加えるものがある
「電子マニアエクトも増加傾向があり、2008年超
微粒PCB汚染廃棄物の
D-100%有効発酵物への

時間かつ低コストで行なえるようにならなくてはならない。することは考えていないが、安金性を高めないとマニユアルに従って測定を行なってほしいとお願ひしているのである。その強化は避けられないだけにこゝに問題がある。

にしたい」と思って、作業を進めていく

—不適正処理・不法投棄への対策は、要なることである。年度別取り組みは、
「温暖化対策は大変重

この点においては從来通り、廃棄物処理法を施行してき、都道府県などに監視・指導の検討を行ってきた。今までコベナント契約による年数を引き継ぎますと、温

等を実現していくところが本筋をなしてゐるが、処理法の改正で制御を強化したのである。また、エネルギー特別会計、温暖化対策事業部もあるので、そうい

ように政省令をまとめ
る。執行率が低いために
て、それを閲知していく
といふことが大切にな
されてしまったが、有効

いては処理責任を元請にすべきかを検討してお
り、補助要件もござります。
そこで改訂してきました。

成へ
政省令を検討しておら
積極的に適用してゆく
るようだ工夫しておられた

〔二〕処理場の運営
「今まで廃棄物処理法
は、この法律が制定された後、改訂を数度に渡りして規制

件数は多少増加しているが、それを強化してきた。今回の議題向こうあると提案していく。改正でも規制強化の面もあるし、意見異議でもそうあり、そういう部分について評議を頂いていく。これは業界の方々のご理

りの方についての検討も行われているが、
「肯定認知分離について」
今回も改正後の法律運用
がうまくいくかどうか認め
力もまた、一方で、今

ており、引き続いだ検討を進めている。できるだけ早く案をまとめて制度改定の方向に進めていく所が玉が優良な処理業者を育成・支援していく上である。法律上は許可有効

思つてらる。般人管理を
なるが、この制度につい
てもうまく機能するもの
とや、運営水のチェック
機会を増やす。これが、
地理的、筋力をお願い
して。同時に、運営水

いろいろが課題があるので、今のままでいいといふことはならず基礎を改訂する必要がある。ジネスの育成は、商業物・リサイクル対策部としての重要な課題である。支那の税金を引き戻す

う。そのための案を現在検討し、弊社の方々よりもあてて貰ひたいのであるが、もに御環状ソースを盛り上げておきたい。